

2006年8月15日

管 理 部 長

人材紹介手数料の変更について

人材紹介契約及び紹介予定派遣契約に係る人材紹介手数料について、下記のとおり通知します。

記

1. 人材紹介手数料の上限変更および下限の設定

- ① 現 行 当該求職者の年間賃金の25%（又は25%以内）
- ② 改定後 当該求職者の年間賃金の35%以内を上限とし、20%を下限とします。
※ 労働局への届出は35%以内とし、20%の下限は社内ルールとします。

2. 手数料承認申請様式の制定

人材紹介手数料率の下限20%未満で契約を締結しようとする場合は、事前に「就業条件書」および新たに制定する「人材紹介手数料承認申請書」を提出し、会社の承認を得ることとします。

3. 契約締結報告

- ① 人材紹介の成立（人材紹介覚書の締結）後、速やかに顧客から提示された「就業条件書」および「人材紹介覚書」の写しを管理部に提出して下さい。
- ② 人材紹介の成約事例はサイボウズ上で情報共有します。

4. 紹介手数料（報酬）返還規定の変更

「人材紹介に関する基本契約書」第5条に規定する、入社後間もない退職に伴う紹介手数料の返還率を次のとおり変更します。

- ① 現 行 1ヵ月以内に雇用契約を終了した場合 50%
 2ヵ月以内に雇用契約を終了した場合 30%
 3ヵ月以内に雇用契約を終了した場合 10%

↓

- ② 改定後 1ヵ月以内に雇用契約を終了した場合 80%
 3ヵ月以内に雇用契約を終了した場合 50%

※ただし、紹介予定派遣後の人材紹介による採用については、紹介手数料は返還いたしません。

5. 人材紹介に関する基本契約書の改定

サイボウズにて、人材紹介手数料の返還率の変更等を反映した、「人材紹介に関する基本契約書」を掲示します。

以 上